

千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遠距離通学をする若者に対し、通学費の一部を助成することにより、通学意欲の醸成による定住化、経済的負担の軽減及び公共交通機関の利用促進を図り、持続可能なまちづくりに資するため、千代田町補助金等に関する規則(昭和56年千代田村規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通機関 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。
- (2) 通学費 高等学校又は大学若しくは専修学校に通うために利用する公共交通機関の定期券を購入する費用で、通学の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学経路及び方法で算出した額をいう。
- (3) 遠距離通学 千代田町以外の地域へ通学することをいう。
- (4) 実質交通費負担額 通学費から他制度等により支払われる通学助成金その他通学費に対する手当(以下「通学費助成金等」という。)を除いた実質の交通費の負担額をいう。
- (5) 町税等 町税、国民健康保険税、介護保険料をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 公共交通機関を利用して遠距離通学をする者であること。
- (2) 本町に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行い、現に居住していること。
- (3) 年齢が、申請日現在において満15歳以上30歳未満であること。
- (4) 交付対象者又は現に交付対象者を扶養している者(以下「扶養者」という。)に町税等の滞納がないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、月額の実質交通費負担額に2分の1を乗じた額とし、月額10,000円を上限とする。ただし、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の対象期間)

第5条 助成金の対象期間は、月末を基準日とした1箇月単位とする。ただし、定期券等の利用期間に基準日が含まれる場合に1箇月とみなすものとする。

2 前項に定める期間は、当該年度内かつ次条の申請手続きが完了した月以降を対象とする。

(助成金の申請)

第6条 交付対象者は、千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げるすべての書類を添えて町長に申請するものとする。ただし、交付対象者が被扶養者(扶養されている者)等である場合には、当該扶養者が申請しなければならない。

- (1) 世帯全員が記載されている住民票(住民票謄本)
- (2) 定期券等の写し(当該定期券等において、当該定期券等の利用期間が確認できない場合は、別に指示する書類)
- (3) 在学証明書又は生徒証明書の写し
- (4) 他制度により通学に関する助成や手当等を受給している場合には、当該内容及びその金額を証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 交付申請は、初めて助成金の交付申請をする場合を除き、毎年度4月に行うものとする。

(交付の認定等)

第7条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかに助成の可否を決定し、千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金交付(不交付)認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、認定通知を行った者について、その後、認定された年度の3月末日において町税等の滞納があるとき又は第3条に該当しなくなったときについては、千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金認定取消通知書(様式第2号の2)により通知し、助成金の交付を停止するものとする。

3 助成金の交付の認定を受けた者は、前条第1項の申請書に記載した事項に変更が

生じた場合は、千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金交付変更届出書（様式第3号）を速やかに町長に届け出るものとする。

（助成金の請求）

第8条 助成金の交付の認定を受けた者は、千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金交付請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて町長へ請求しなければならない。

- (1) 前条の規定により助成金の交付の認定を受けた期間が記載された定期券等（遠距離通学に利用する定期券等に前条の規定により助成金の交付の認定を受けた期間が記載されていない場合は、別に指示する書類）
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 助成金は、別表に定められた期間中に請求するものとする。

3 交付の認定を受けた者は、年度途中で第3条第1号及び第2号に規定する要件に該当しなくなった場合、直ちにその旨を届け出るものとする。

（助成金の交付）

第9条 町長は、前条の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

2 町長は、助成金の額を決定したときは、千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金支払通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 町長は、申請者が、虚偽の申請又はその他不正行為により助成金を受給した場合には、千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金返還通知書（様式第6号）により、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成31年3月31日をもって失効する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

公共交通機関による遠距離通学者助成金の請求及び交付

支給対象となる 通学費助成金	請求書提出期間	助成金交付
4月から翌年3月まで	3月1日から4月15日 まで	5月末日までに指定する 金融機関口座へ振込

様式第1号（第6条関係）

千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金交付申請書

年 月 日

千代田町長 様

住 所

申 請 者

㊞

電話番号

次のとおり助成金の交付を受けたいので、千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交 付 対 象 者	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日		
通 学 先	住 所 名 称 電話番号		
利 用 す る 公 共 交 通 機 関	利用区間	定期券の期間	備考
	～	年 月から 年 月まで	
	～	年 月から 年 月まで	
	～	年 月から 年 月まで	
他制度等による通学 助成金や手当等	あり（月 額 円） ・ なし		

（注）交付対象者が被扶養者等である場合には、当該扶養者が申請者となります。

[同意事項]

この申請書の記載事項について、事実と相違ないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）でないことを誓約するとともに、町が当該内容を確認するため、この申請書に記載した個人情報をお大泉警察署長に照会することについて同意します。

また、申請についての審査に必要な範囲で町が申請者（扶養親族等）に関する住民情報や町税等の納付状況の調査を行うことに同意します。

署 名 _____

第 号
年 月 日

千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金
交付（不交付）認定通知書

申請者

様

千代田町長



年 月 日付で申請のあった助成金について、次のとおり認定したので
通知します。

認定内容 (不交付の場合は理由)	交付 ・ 不交付
	(理由)
交付対象者	
交付認定期間	年 月から 年 月まで

様式第2号の2（第7条関係）

第 号
年 月 日

千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金認定取消通知書

申請者

様

千代田町長



年 月 日付け第 号で認定した遠距離通学者助成金について、千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金交付要綱第7条第2項に基づき、次のとおり認定を取り消しますので通知します。

対 象 者	
認 定 取 消 期 間	年 月から 年 月まで
理 由	

様式第3号（第7条関係）

千代田町公共交通機関による遠距離通学者
助成金交付変更届出書

年 月 日

千代田町長 様

住 所

届 出 者

㊞

電話番号

年 月 日付け第 号で交付認定のあった千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金について、下記のとおり変更したいので、千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

2 関係書類

(1) 変更内容（定期券・住所変更・在学証明書等）の確認できる書類

(注) 交付対象者が被扶養者等である場合には、当該扶養者が届出者となります。

千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金交付請求書

年 月 日

千代田町長 様

住所

氏名 ㊟

電話

年 月 日付け第 号で交付認定通知のありました千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金について、千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付対象者
- 2 通学先
- 3 利用区間 _____ ~ _____
- 4 請求金額 年度（前期分・後期分） 請求金額 _____ 円
- 5 請求期間 _____ 年 _____ 月分から _____ 年 _____ 月分まで
- 6 振込指定口座

金 融 機 関 名	銀行・金庫	支店
口 座 種 別	(普通 ・ 当座)	
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義 人		

(注) 交付対象者が被扶養者等である場合は、当該扶養者が申請者（請求者）となります。

振込指定口座の名義人は、申請者（請求者）と同一でなければなりません。

- 7 添付書類 請求対象期間の定期券（写し）

※裏面の表に添付するすべての定期券の詳細を記入してください。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金支払通知書

申請者

様

千代田町長

印

年 月 日付けで申請のあった助成金について、次のとおり決定したので
通知します。

交付対象者	
交付対象月	年 月分
交付決定金額	円
支払期日	年 月 日

年 月 日

様

千代田町長

印

千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金返還通知書

年 月 日付け第 号により交付決定のあった千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金について、過支給となっており返還する必要があるので、千代田町公共交通機関による遠距離通学者助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 返還内容

(1) 交付決定金額 円

(2) 既交付額 年 月 日交付
円

(3) 返還すべき金額 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還方法 別紙納付書による